

**浄化槽維持管理費補助金の
添付書類を簡略化しました**

本宮市では、適正に浄化槽を維持管理している方に、維持管理に要した費用の一部を補助しています。今年4月1日からは申請書に添付するのは浄化槽法第11条検査結果書の写しだけとなりました。検査結果が届きましたら、補助金の申請をしてください。

◆対象者

保守点検、清掃、法定検査（法第11条）を行っている10人槽以下の合併処理浄化槽の設置者（公共下水道および農業集落排水事業区域内の方を除く）

◆内容

浄化槽の適正な維持管理をしている方に、維持管理費用の一部（年額7千円）を交付します。詳しい内容については、上下水道課にお問い合わせください。

◆問い合わせ先

上下水道課
☎ 63-11132

**「かんきょう炭」を
無償配布します**

あだたら環境共生センターでは、汚泥を浄化する過程で発生する汚泥肥料「かんきょう炭」を製造しています。原発事故の放射性物出の飛散以降、農作業が控えられていることから、「かんきょう炭」の消費が極端に少なくなり、倉庫が満杯となってしまうため、当分の間、希望する方に無償で配布します（一人あたり80袋までとします）。

なお、水道水から放射性物質が検出された以降に製造した「かんきょう炭」については、成形に阿武隈川の河水水を少量使用して製造しているため、人体に影響は無いと思われませんが、稲や野菜などには利用せず、植木や花などに使用してください。

希望される方は、お問い合わせください。

※平日のみ午前8時30分から午後5時15分までにお渡します。

◆問い合わせ先

あだたら環境共生センター
☎ 22-10958

消防署からのお知らせ

**セルフサービス方式のガソリン
スタンドでの事故にご注意ください**

全国的にセルフサービス方式のガソリンスタンドが増えています。取り扱いを誤ると事故につながります。給油中はその場を離れないようにし、下記のことにご注意して安全に利用しましょう。

火気厳禁！

ガソリンは特に引火性が高く、直接点火しなくても、引火する可能性があります。給油の際は、必ずエンジンを停止し、火気は絶対に使用しないでください。

給油前に必ず静電気除去！

静電気の火花により、ガソリンに引火する恐れがあるので、必ず静電気除去シートに触れてから給油しましょう。

給油ノズルの取り扱いに注意！

給油する燃料の種類を確認し、給油ノズルを給油口に正しく差し込んでください。給油ノズルは満タンになると自動で停止しますが、注ぎ足し給油をすると漏洩することがあるのでやめましょう。

ドクターヘリに関する大切なお願い

ドクターヘリは、救急現場などに向かい、重篤な患者さんを一いち早く手当したり、病院へ連れていくために活動していますが、ドクターヘリの安全運航のため、消防隊が離着陸時に安全管理を行っていますので、下記のご協力をお願いします。

- ①ドクターヘリが離着陸する際、風圧で砂や物が飛ぶ恐れがありますので、離着陸する場所から離れ、家や車の窓を閉めてください。
- ②着陸する場所の安全が確保されないと、ドクターヘリが着陸できないので近寄らないでください。

ごみの収集を休みます 5月3日(火)～5日(木)

上記期間中は、ごみステーションへごみを出さないようご協力をお願いします。

また、もとみやクリーンセンターへの個人搬入もできませんのでご注意ください。

◆問い合わせ先

もとみやクリーンセンター ☎ 33-5499
本宮市役所生活安全課環境保全係 ☎ 33-1111
白沢総合支所市民福祉課生活環境係 ☎ 44-2114

ここからは広告欄です。広告掲載を希望される方は、市役所 秘書広報課へお申し込みください。



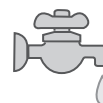
真心・親切、お客様の足となり日々安全運転！
一般貸切旅客自動車運送業
小型バスから大型バスまで

観光・研修会・冠婚葬祭等バスのご用命は

協和交通株式会社

TEL 0243-34-4450 FAX 0243-34-4481
〒969-1101 福島県本宮市高木字猫田53-1

水まわりのリフォームで快適な暮らしを！



お風呂・台所・トイレ・洗面台の
リフォームなら当社におまかせ！
給湯器など水道設備の修理も承ります

本宮市水道工事指定店 (株) 小山設備

代表取締役 小山 宏

〒969-1124 本宮市本宮字仲町39
TEL 0243-33-3031 FAX 0243-33-3036

まちづくり出前講座を
ご利用ください

市では、市民の皆さんが主催する集会などに職員が出向き、まちづくりや暮らしに役立つ情報について説明する『まちづくり出前講座』を行っています。

◆対象 市民の方もしくは市内に通勤通学されている方で構成された概ね10名以上の団体

◆開催日 年末年始を除く午前9時から午後9時の間で、1回2時間以内。

◆開催場所 市役所から半径25キロメートル以内の範囲で、会場の確保や準備進行はお申込者に行ってください。

◆講師派遣料 無料
(会場使用料などはお申込者の負担となります)

◆申込方法 秘書広報課備え付けの申込書またはホームページから申込書をダウンロードし、開催の20日前までにお申し込みください。

◆問い合わせ先
秘書広報課 広報広聴係

(☎内線 219)

平成23年度
育児クラブ会員募集

育児クラブでは、平成23年度会員を募集しています。子育て真っ最中のお母さんをはじめ、お父さん、おばあさん、おじいさんの参加をお待ちしています。詳しくは、各コースへお問い合わせください。

コース名	活動場所	リーダー名	問い合わせ先
岩根育児クラブ(火曜日)	岩根地区公民館	松岡まゆみ	☎ 050-7507-9565
ひよこクラブ(火曜日)	白沢保健センター	古宮香菜子	☎ 44-3734
ベビーコース(水曜日)	第1児童館	桑原 里美	☎ 090-6627-0308
木曜コース	第2児童館	津田 美穂	☎ 34-3923
木曜うさぎコース	第1児童館	竹石 幸江	☎ 090-7520-5434
荒井育児クラブ(金曜日)	荒井地区公民館	安齋 紀保	☎ 090-3649-6406

頑張る市民のみなさんを応援します!

市では、子育て支援活動、農業振興事業や商工振興事業など、地域づくりに貢献する活動を行っている頑張る市民の皆さんに対して、「子ども基金」、「農業振興基金」、「商工振興基金」の3つの基金を活用して、交付金を交付し、みなさんの活動を支援しています。随時申請を受け付けていますので、事業実施を検討している団体・個人の方は担当係までご相談ください。

【子ども基金助成金】

子ども基金助成金は、子育て支援を直接の目的として主体的に活動する市内に活動拠点を持つ個人、団体にに対し交付するものです。交付額は、年間を通じた子育て支援活動の場合、交付対象活動費の3分の2以内、上限50万円。単発的なイベント等活動の場合、交付対象活動費の2分の1以内、上限20万円です。

◆問い合わせ先
子ども福祉課
子育て支援係

(☎内線 133)

【農業振興事業支援交付金】

農業振興事業支援交付金は、農業振興、地域活性化に効果のある事業や地域産業・経済の発展に効果が認められる事業、地域づくりに効果が認められる事業などを実施する市内在住の個人や市内の農業関係団体にに対し交付するものです。交付額は交付対象事業費の2分の1以内で、1事業50万円が限度です。

◆問い合わせ先

農政課 農政係

(☎内線 156)

白沢総合支所

産業建設課 農産係

(☎ 44-2115)

【商工振興事業支援交付金】

商工振興事業支援交付金は、商店街の活性化や地域づくりに関する事業などを行う市内の商工業者等やその団体にに対し交付するものです。交付額は、交付対象事業費の2分の1以内で、1事業50万円が限度です。

◆問い合わせ先

商工労政課 商工労政係

(☎内線 151)

ここからは広告欄です。内容についてのお問い合わせは、直接、広告主の方へお願いします。



JAみちのく安達

皆様のご来店・ご相談お待ちしております。

ローンセンター

住宅ローン・災害資金(住宅、農作業所、宅地、墓石、農地等の修復修繕)もご用意しています。

営業時間：平日…午前9時～午後5時 日曜日…午前9時～午後3時 土曜日定休
住所：二本松市成田町 1-821-1 (二本松支店となり) TEL：24-1127